

公 告

下記の森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定に基づき経営管理集積計画を
定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理集積計画は下記の場所において縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 26 日

松山市長 野志 克仁

記

1. 対象森林

別紙のとおり

2. 縦覧場所

松山市役所本館 8 階 農林水産振興課

松山市ホームページ

3. 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される。

以上